市内在住の６５歳以上の皆さま

先着順

迷惑電話防止機器を無償貸与します！！

川崎市では、高齢者に対する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、迷惑電話防止機器の無償貸与者を先着順で追加募集いたします。

迷惑電話防止機器とは・・・

特殊詐欺を防止するため、固定電話に取り付ける機器です。機器を取り付けると、電話機の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた人に対して、通話内容を録音する旨の警告メッセージが自動で流れ、その後の通話内容を録音することができます。

お申込み詳細

【申込条件】

○市内在住で、申込み時点で満６５歳以上の方

○居住地において機器を設置し、利用する方

申込書は裏面

【申込受付】

先着順　（**①申込書（裏面）**と**②本人確認書類の写し**を郵送いただき、市で要件確認後、機器を発送します。）

※申込が定数に達した時点で締め切らせていただきます。

【貸与期間】　６年間　　【費　用】　無料

【郵送先】（郵便番号と部署名を御記入いただければ、住所の記入は不要です。）

〒２１０－８５７７　市民文化局地域安全推進課　地域安全担当　宛

※本人確認書類（例）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード（表面のみ）、住民基本台帳カード、健康保険又は介護保険の被保険者証、年金手帳、パスポート、在留カード又は特別永住者　証明書など

機器貸与にあたっての注意事項

・神奈川県警や川崎市から同様の機器の貸与を受けている方は対象外となります。

・古い電話機（黒電話等）に設置する場合、自己負担による工事が必要となる事があります。

・機器の保証期間（１年間）経過後に発生した故障や、故意又は過失による故障に伴う修理等の対応、また機器設置や使用に伴う電気料金等の費用については、自己負担となります。

お問合せ先

川崎市

川崎市市民文化局地域安全推進課　地域安全担当

（川崎市川崎区宮本町１番地）

【電話】０４４－２００－２２８４